八王子市消防団共済会負担金交付要綱

第１条（趣旨）

この要綱は、八王子市消防団団員相互の親睦と福利厚生の増進を図るために設立された八王子市消防団共済会に対して、八王子市消防団共済会の負担に関する協定（平成 9 年 4 月 1 日決裁）に基づき、その運営に必要な経費に充てるため負担金を交付するにあたり、補助金等の交付の手続きに関する規則（昭和 35 年八王子市規則第 19 号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

第２条（負担金の交付対象事業）

負担金の交付の対象となる事業は、次のとおりとする。

（１）　慶弔費支給事業
（２）　見舞金支給事業
（３）　福利厚生事業費支給事業
（４）　記念品費支給事業
（５）　会議費支給事業
（６）　事務費支給事業
（７）　その他の厚生事業として市長が認めるもの

第３条（負担金の額）

八王子市消防団共済会会員の前年度会費の総額より千円未満の端数を切り捨てた額を予算の範囲内において交付する。

第４条（交付の方法）

負担金は、年２回に分け、八王子市消防団共済会からの請求により１０月及び１月に交付する。

第５条（申請手続き）

八王子市消防団共済会は、負担金交付（請求）申請書（様式第１号）に必要な書類を添えて、前条に定める支給月の初日までに市長に提出するものとする。

第６条（交付決定及び通知）

市長は、前条の規定により負担金交付（請求）申請書（様式第１号）の提出があったときは、速やかに交付すべき負担金の額を決定し、負担金決定通知書（様式第２号）を八王子市消防団共済会へ通知するものとする。

第７条（精算）

八王子市消防団共済会は、負担金の交付決定を受けた事業の終了後１ヶ月以内に負担金精算書（様式第３号）を市長に提出しなければならない。

第８条（負担金確定通知）

市長は、前条の規定により負担金精算書（様式第３号）の提出があったときは、速やかに交付金の額を決定し、負担金確定通知書（様式第４号）を八王子市消防団共済会へ通知するものとする。

第９条（終期の設定）

この要綱は、八王子市策定の「補助金制度見直し方針」に基づき、見直しを行う。

第１０条（雑則）

八王子市消防団共済会は、負担金の交付決定を受けた事業の内容を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

附則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。